

215933

昭和25年10月18日

謹啟陳ハ余ハ總督李鴻章ノ手簡ヲ携ヘ天津ヨ
リ直航ノ汽船ヲ搭シテ去二十六日ヲ以テ神戸ニ着
シ同日夕刻知事ニ向テ余ノ來着ノ趣ヲ閣下
ニ電報シ併セテ余カ携帶ノ手簡ヲ親シク
閣下ニ奉呈スルノ機會ヲ與ハラレシコトヲ閣下
ニ問合セラレシコトヲ請ヘリ且又昨日知事ヨリ
ノ來書ニ接シ余カ委任ヲ受ケタル事件ノ要領
ニ關シテ返書ヲ呈シ置ケリ
今日ニ至ルマテ來々何等ノ面谷ヲ得スト雖事態



甚々切迫スルヲ以テ余ハ茲ニ總督ノ手簡ヲ封
入シテ閣下ニ奉呈ス閣下ハ此ノ手簡ニ依テ
領知セラル、如ク余カ今回派遣セラレタル目的
ハ日本ハ清國ヲシテ平和ヲ回復セシムヘキヤ若
シ然ラハ如何ナル要件ヲ以テ現時ノ不幸ナル交
戦ヲ結了スルヲ得ヘキヤニ付キ閣下ノ高見ヲ
聞カントスルニ在リ

閣下若シ本書若クハ余ノ前信ニ對シテ談判
ノ基礎トナルヲ得ヘキ返信ヲ惠典セラルニ
於テハ余ハ直ニ電文ヲ以テ其ノ要領ヲ奉

總督閣下ニ報告シテ清國皇帝陛下ヘ之ヲ奏
上シ以テ講和條約ニ對スル準備規約ニ調
印スルノ全權ヲ同陛下ヨリ受クヘシ

余ハ敢テ閣下カ總督ノ手簡并ニ本書ニ記載
スル諸要点ニ付キ考慮ヲ加ヘラレシコトヲ請ハント
ス余ハ將ニ本々ヲ以テ神戸ヲ出發セントス然レト
モ余ハ猶返信ヲ得シコトヲ期シ且閣下ノ命ヲ
聞カシコトヲ欲スルヲ以テ清國ニ向テ歸途ニ就ク
ノ前禮祐号ヲシテ九月廿九日正午ヨリ同三十日
正午ニ至ルマテ神戸馬關間汽船航路中釣

